

和介保（調）第32号
令和8年6月15日
（2026年）

介護保険関係機関 各位

和歌山市長 尾花正啓
（公印省略）

「介護保険 要介護・要支援認定更新申請手続きのお知らせ」（更新はがき）の
通知方法の変更について

平素は、本市の介護保険業務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

表題の件について、これまで、要介護・要支援認定の有効期間が満了するすべての被保険者に対し、「介護保険 要介護・要支援認定更新申請手続きのお知らせ」（更新はがき）を送付し、更新制度の周知を図ってまいりましたが、この度、通知方法を変更することといたしました。

貴事業所におかれましても、本趣旨をご理解いただくとともに、適正な認定更新事務の推進に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 変更内容

【変更前】 認定有効期間が満了する方全員へ、満了する2カ月前にお知らせを送付

【変更後】 受付開始から10日程度経過した時点で、サービス利用者で申請が未確認の方
にのみお知らせを送付

※既に申請がお済みの方には通知は送付されません。なお、申請のタイミングと行き違いで通知が届いた場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。

2. 変更時期

令和8年9月末に認定有効期間が満了する方（従来であれば令和8年7月末発送分）から対象。

3. 変更の理由

現在、更新申請手続きについては、多くの利用者において事業者等のご支援のもと、滞りなく行われております。一方で、全員一律の通知により、事業者と本人家族との重複申請や、介護保険サービスの利用予定のない方が申請しなければならないと思われるケースがみられることなどから、通知対象を見直すことといたしました。

4. 介護保険事業者の皆様へのお願い

介護保険の事業・施設の各運営基準（厚生労働省令）により、当該利用者が認定有効期間

満了日の30日前までに更新申請をおこなうよう必要な援助をおこなわなければならないと定められていることから、事業者の皆様には、各利用者の有効期間の把握、更新申請の援助について、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本変更により、更新申請の受付開始日や申請期限（期間満了日）に変更はございません。これまで通り、余裕をもった申請をお願いいたします。

【問合せ先】

介護保険課認定調査班

TEL : 073-435-1336